

研究会

貿易・為替自由化をめぐる国際政治経済 ―一九四九―六四年

成城大学教授 浅井 良夫

一 はじめに

本日は、外交史料館の研究会にお招きいただき、ありがとうございます。日頃、外交史料館には大変お世話になっておりますので、お役に立てる機会があり、幸いと存じます。

私は、経済史を専攻しておりますが、三〇年程前から戦後日本の対外経済関係史の研究を続けております。一九八〇年代半ばから九〇年代末にかけて、三つの大きな歴史研究プロジェクトに参加し、この分野の一次史料に接する機会を得たことが、その後の自分の研究の土台になりました。まず、日本銀行金融研究所編『日本金融史資料 昭和統編』第二四巻―第二五巻（SCAP関係資料）の編集を通じて、GHQ/SCAP史料に目を通し、つぎに、大蔵省財政史室編『昭和財政史―昭和二七―四八年度―』『国際金融・対外関係事項』第一一巻（第二二巻（本文編）、第一八巻（資料編）の執筆・編纂で大蔵省（現・財務省）の史料に接し、さらにNIRA（総合研究開発機構）戦後経済政策資料研究会編『経済安定本部 戦後経済政策資料』第二四巻（

第二七巻（「貿易・為替・外資」）の編集に参加するなかで、占領期の経済安定本部史料を紐解きました。史料編纂事業は歴史研究のインフラであり、これを抜きにして歴史研究は成り立ち得ません。最近、外交史料館が、伝統ある『日本外交文書』の編纂事業を戦後まで広げられたことの意義はきわめて大きいと思います。

本日は、日本が一ドル三六〇円の固定レートを設けた一九四九年から、IMF八条国に移行した一九六四年までの貿易と為替について話をさせて頂きます。内容は、IMFの歴史に関する共同研究の成果である、伊藤正直さんと私の共編著の『戦後IMF史―創生と変容』（名古屋大学出版会、二〇一四年）と、IMF八条国移行までの貿易・為替自由化についての拙著『IMF八条国移行―貿易・為替自由化の政治経済史』（日本経済評論社、二〇一五年）をもとにしております。

ところで、昔、学生時代に私は、「貿易・為替自由化」という言葉の意味が呑み込めなかった記憶があります。なぜ、貿易自由化と言わずに、貿易・為替自由化と言うのかが理解できなかったのです。貿易においては、モノの流れと、カネの流れとは裏腹の関係にあります。し

たがって、貿易を制限する場合にも、モノの面からと、カネの面からの二つの方法がある。通常は、輸入数量割当(IQ制、import quota system)や関税といった手段でモノの面から制限する訳ですが、IMF八条国に移行するまでは、主としてカネ(為替)の面から輸入割当を行っていました。当時は、関税はまだ陰に隠れた存在でした。

これを歴史的に見ますと、カネの面から貿易やサービスの取引を制限する方式は、一九三〇年代以降、八〇年代までの半世紀の特有なシステムと言えます。この半世紀は資本移動に対する強い規制が存在した例外的な時代です。金本位制のもとでは、原理上、資本移動の規制はできませんから、カネの面から貿易を制限することはできなかった。ですから、輸入制限の手段としては関税が主役であった。ところが、大恐慌を契機に、資本移動規制の目的で為替管理が導入され、その後、それが貿易にも拡張されました。日本の場合には、為替管理という言葉を使った法律が初めて制定されたのは、一九三三年三月公布の外国為替管理法であります(資本規制の最初は、その前年の一九三二年七月に制定された資本逃避防止法制定が最初)。一九三七年からは為替管理は貿易面にも拡大されます。しかし、間もなく対英米戦争が始まって貿易は事実上途絶し、戦後の占領前期にも貿易は国家管理のもとに置かれ、為替は存在しませんでした。

本日は、貿易・為替自由化について私が小著の中で書いた内容を掻い摘んで平易に話をするようにとのご要請ですので、戦後の対外経済関係史のなかでも、とくに貿易・為替自由化に焦点を当ててお話しさ

せて頂きたいと思います。

二 IMF体制

(一) ブレトンウッズ会議

第二次世界大戦末期の一九四四年七月に連合国四四カ国が参加してブレトンウッズ会議(連合国国際通貨金融会議)が開催され、この会議で決定したブレトンウッズ協定により戦後の国際経済秩序が形作られました(協定の発効は一九四五年十二月二七日)。ブレトンウッズ協定とは、国際通貨基金協定(IMF協定)と国際復興開発銀行協定(世銀協定)の総称です。この協定にもとづく国際経済秩序をブレトンウッズ体制(Bretton Woods System)と呼んでいます。GATT(関税及び貿易に関する一般協定、一九四八年一月発効)も加えて、IMFⅡGATT体制と呼ぶこともあります。いつまで続いたのかと言えば、通常は、一九七一年八月のアメリカによる金ドル交換停止(ニクソン声明)ないし一九七三年三月のスミソニアン体制の崩壊による変動相場制への移行までとされます。この期間は、日本の戦後復興期から高度成長期にほぼ重なっています。

ニクソン声明から半世紀近くの歳月が経ち、すでに変動相場制時代が固定相場制時代の倍の長さにもなっているにもかかわらず、いまだに、折に触れてブレトンウッズ会議が話題になるのは、その理想の高さと、戦時にもかかわらず四四カ国もの国が参加し、わずか三週間の



浅井 良夫 教授

会議で合意に達した類まれな国際協調に理由があるのでしよう。金本位制や変動相場制が人為的に作られたものではないのに対して、ブレトンウッズ体制は経済外交によって出来上がった人為的な構築物です。一九九〇年代以降、世界的な金融危機が頻発しているなかで、国際協調の成功体験としてのブレトンウッズ会議が再評価されるのだと思います。

ブレトンウッズ協定の立役者は、イギリスの経済学者ケインズ(John Maynard Keynes)とアメリカ財務省のホワイト(Harry Dexter White)です。IMFを訪問すると、理事会室を見学させてくれますが、そこにはケインズとホワイトの胸像が飾られています。IMF協定の草案は、当時の基軸通貨国であるイギリスとアメリカがブレトンウッズ会議の二年近く前の一九四二年一〇月から、それぞれの案(ケインズ案とホワイト案)を持ち寄って協議を行い、練り上げたものであり、英米協定の性格を帯びています。IMF協定をめぐる英米の間での激しい角逐、ケインズとホワイトとの対決を描いた名著として、ガードナー

の著書 (Richard N.Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy*, new expanded edition, McGrawhill, 1969) 邦訳(村野孝・加瀬正一訳)『国際通貨体制成立史』上・下、東洋経済新報社、一九七三年)が挙げられます。ただし、最近の研究では、むしろケインズと、財務長官モー

ゲンソー(Henry Morgenthau)に重用されたニューディーラーのホワイトとの「設計主義者」としての共通点が注目されているように感じます。

(二)ブレトンウッズ体制の歴史的性格

ブレトンウッズ体制を過去二世紀余りの近現代史のなかに位置づけようとすれば、いくつもの解釈が可能です。

一つは、一九世紀半ば以降、一九三〇年代初めまで続いた国際金本位制から、一九七〇年代以降のいわゆる「ドル本位制」(あるいは変動相場制)への移行の一段階という位置づけです。すなわち、金本位制時代には各国通貨の価値は金によって裏付けられていましたが、一九七三年以降は、ドルという不換紙幣によって支えられるようになった。金に裏付けられたドル(金一オンス≒三五ドル)を媒介にIMF加盟国の通貨が結びついていたブレトンウッズ体制は、前者から後者への過渡期であったという見方です。

もう一つは、ブレトンウッズ体制は対外均衡と国内均衡を調和させる国際経済システムだったという見方です。対外均衡というのは国際収支の均衡であり、国内均衡というのは完全雇用のことです。一九世紀には自然現象のごとくみなされていた不況や失業が、二〇世紀の大衆民主主義の時代には、政府の責任によって解決されるべき問題と認識されるようになりました。そのため、古典的な金本位制時代には、政府や中央銀行は対外均衡の維持だけを目指していればよかったのが、

第一次世界大戦後になると、対外均衡と国内均衡の両方を満たすという困難な課題を課されることになります。とりわけ、一九二九年の世界大恐慌による大量の失業者の発生は、深刻な社会問題を引き起こし、こうした状況に対応できない金本位制は、雪崩を打ったように崩壊しました。一九三〇年代には、国内均衡優先の方向に「振り子」が大きく揺れ、国際協調は無視されて、保護貿易主義、ブロック経済が台頭しました。

一九四一年八月の大西洋憲章は、「自由・無差別・多角主義」(自由貿易)と「拡大均衡」(「経済復興・完全雇用」)を国際協調によって実現することを訴え、それがブレトンウッズ協定に結実しました。ブレトンウッズ体制は、第一次世界大戦後の試行錯誤の末に設計された、国際協調によって対外均衡と国内均衡を同時に達成することを目的とするシステムです。

ブレトンウッズ協定成立から約四半世紀を経て変動相場制に移行した後も、金本位制時代の対外均衡優先に戻ったわけではなく、国内均衡と対外均衡との両立は依然として目標とされています。そこで、アンドリュース(David M. Andrews)という研究者は、変動相場制時代も含めてブレトンウッズ秩序(Bretton Woods Order)と呼び、為替システムとしてのブレトンウッズ体制は崩壊したが、ブレトンウッズ秩序は残ったと言っています。

三つめは、ブレトンウッズ体制期を資本規制の時代として捉える見方です。前に述べましたように、一九三〇年代から八〇年代初めまで

は国際資本移動が厳しく制限されていました。この見方に立つと、金本位制時代と変動相場制時代とは、ともに、資本移動が自由なグローバル化の時代であったとして、両者の共通性が強調されることになります。

この三つの捉え方は、どれが正しいということはありません。厳密にブレトンウッズ協定に沿って歴史を解釈すれば第一の見解になりますが、第二、第三の解釈も、二〇世紀の歴史の変化の重要な特徴を浮き彫りにしており、捨てがたい魅力を持っています。

(三) IMFのもとで先進国の経済成長はなぜ可能だったのか？

国際協調による国内均衡と対外均衡との両立というブレトンウッズ会議の理念を達成するには、実際のIMFはまことに不十分な組織でした。

国際収支が悪化した国々を救済する手段として安易にIMF融資が利用されると、自国の負担増大につながると懸念したアメリカは、他の加盟国が国内均衡達成のためにIMFを利用することを制限しようしました。ケインズの銀行案(Bancor)とホワイトの基金案(Unitas)とが対立し、信用創造機能を持つケインズ案は退けられ、ホワイト案になった点にそれは現れています。さらに、IMFの出資金についても、英米の間に大きな意見の隔たりがあり、アメリカの意向に沿って一一〇億ドルという控えめの金額に落ち着きました(協定発効時には八八億ドル)。また、対外均衡と国内均衡を両

立させる工夫としてIMF協定に盛り込まれた「調整可能なペッグ制」(adjustable peg system)の仕組みが、さまざまな理由から、実際にはほとんど適用されなかったことも、当初の理念から乖離した面だと言えます。「調整可能なペッグ制」とは、基礎的不均衡が生じた場合に加盟国が平価を変更できるという制度です。

このようにIMFの機能は十分に発揮されなかったにもかかわらず、西欧諸国や日本が一九五〇～六〇年代に復興と経済成長に成功したのはなぜでしょうか。その理由としては、つぎの点が指摘できます。

第一は、IMF協定第四条の「過渡期条項」が規定する過渡期が延長された点です。IMFは為替の自由化を原則としていますが、加盟国が経済復興するまでの過渡期（五年間）において、為替制限を残すことを認めていました。五年を経過した後は、IMFと毎年協議（コンサルテーション）を行って、自由化の条件が整ったとIMFが判断した際に、IMFは加盟国に対して八条国への移行を勧告することになります。しかし現実には、五年間の過渡期が終了した後も、IMFはただちに加盟国に対して為替自由化を求めることはせず、過渡期は一年間にも及びました（西欧諸国等一カ国が一斉に八条国に移行したのは一九六一年二月）。その間は、加盟国が為替制限を維持し、保護貿易体制のもとで自国の産業を保護することが可能でした。

第二は、加盟国の通貨が過小評価された状態になった際に、IMFは為替切上げ圧力をかける有効手段を持っていなかった点です。平価の変更は、当事国だけが提案できることになっており、IMFや他

の加盟国が求めることはできません。高度経済成長で日本の産業の生産性が上昇したために、一九六〇年代には三六〇円レートは割安になっていました。しかし、日本は一九七一年二月のスミソニアン協定まで切り上げを実施せず、その間、輸出の面で大きなメリットを享受することができました。

第三に、加盟国が資本規制を実施できたことが挙げられますが、これについては、あとで、詳しく触れます。

さらに、IMFとは直接に関係のない要因として、アメリカが援助や軍事支出により大規模に国際流動性を供給した点が挙げられます。西欧諸国に対するマーシャルプランや途上国（当時は後進国や低開発国と呼ばれていました）向けの経済援助や、朝鮮戦争、ベトナム戦争を始めとする軍事支出は、IMFや世銀を通じた資金をはるかに上回っていました。

（四）国際資本移動規制

さて、本日の報告のテーマである日本の為替自由化とIMF八条国への移行の具体的説明に入るに先立って、為替自由化と資本自由化との違いを確認しておきたいと思います。

為替自由化とは、経常取引（貿易取引および貿易外取引）にかかわる自由化のことであり、日本では一九六四年のIMF八条国移行に伴って実施されました。一方、資本自由化とは、資本取引の自由化を意味します。日本においては、直接投資の自由化（一九六七年～七五

年）を、「資本自由化」と略称する習慣がありますが、これは資本自由化の一部分でしかありません。間接投資を含む完全な資本自由化は、一九七九年一月の外為法（「外国為替及び外国貿易管理法」）改正（一九八〇年一月施行）により為替取引が「原則自由」に切り替わった時、あるいは、一九八三年秋のレーガン訪日を機に設置された「日米ドル委員会」の報告書（一九八四年五月）が発表され、円転規制（一九八四年六月）、「先物為替取引の実需原則」（一九八四年四月）が撤廃された時に実現しました。

このように、為替自由化と資本自由化の間には、約二〇年の時間差があります。重要なことは、ブレトンウッズ体制は為替自由化とは親和的だが、資本自由化とは相容れない面があるという点です。

ブレトンウッズ会議の頃には、国際的な資本取引は当然、規制されるべきだという通念が存在しました。ケインズも、第二次世界大戦後の世界においては、資本取引は国際的に管理されなければならないという意見を持っていました。こうした通念は、両大戦間期の投機的な短期資本取引が金本位制を崩壊に追い込んだという認識に裏付けられていました。日本でも、「ドル買い」と呼ばれる投機的短期資本取引によって井上準之助が再建した金本位制が、二年間も持たずに、一九三一年一月に停止されたことはご存知の通りです。

ところが、IMF協定では、資本移動を規制するかどうかは各国の判断に委ねることになりました。国際的な資本移動の管理にまで踏み込まなかったのは、アメリカの金融界が資本規制に消極的であったこ

とが理由だと思われます。実際にアメリカは、資本規制を導入しませんでした（アメリカが資本規制を設けたのは一九六四年九月の利子平衡税が戦後最初）。それ以外の多くの国々は資本移動を規制しました。そのことは、国内均衡の達成のために政府が経済政策を用いる際の自由度を高めました。

しかし、經常取引についてだけ為替を自由化し、資本取引を規制するのは無理があります。それは、貿易には信用が不可欠だからです。貿易取引は、通常、期限付きの貿易手形で行い、即金で支払うわけはありません。こうした貿易信用は短期資本の移動をもたらし、さらにはリーズ・アンド・ラゲズ（貿易決済時期をずらすこと）による為替投機も発生することになります。ですから、一九六〇年代初めに先進国がIMF八条国に移行するとはほぼ同時に、国際的な短期資金の移動が活発化し、ロンドンにユーロダラー市場が生まれました。

以上、ご説明したように、為替自由化に一〇年間以上の猶予期間が与えられたことに加えて、加盟国が自由に資本流出入を規制できたことが、IMFの諸制約にもかかわらず先進諸国が成長できた理由だと言えます。そこで、つぎに日本の為替自由化に話を進めたいと思います。

三 ドッジ・ラインと為替管理体制の成立…一九四九～五〇年

（一）ドッジ・ラインと三六〇円レートの設定

日本のブレトンウッズ体制への参加は、IMF・世銀に加盟した一九五二年八月ではなく、ジョセフ・ドッジ（Joseph Dodge）の指導によりGHQ/SCAPが三六〇円の固定為替レートを設定した一九四九年四月と考えるのが妥当でしょう。

一九四八年一二月にGHQ/SCAPは固定レート制への早期移行を実現させるために、日本政府に対して「経済安定九原則」の指令を出しました。一九四八年には、早期の単一レート移行を主張する「一挙安定論」と、時間をかけて複数レートから単一レートに持つてゆくべきだとする「中間安定論」とが対立していました。経済安定本部をはじめとする日本政府も、マッカーサーのGHQ/SCAPも、経済への打撃が大きいと予想される「一挙安定」に否定的でした。しかし、アメリカ政府はマッカーサーの反対を押し切って、「ヤング報告」（一九四八年六月）にもとづき、三か月以内の単一為替レート設定の方針を決定しました。

一九四九年二月にドッジが来日します。「経済安定九原則」に掲げられた政策がドッジにより実行に移された後、GHQ/SCAPが一九四九年四月二五日に一ドル三六〇円の為替レートを実施しました。ついで一九四九年一二月には「外国為替及び外国貿易管理法」（外為法）が制定され、四九年一二月～五〇年一月に政府管理貿易から民間貿易に移行しました。さらに、一九五〇年五月には為替管理のもう一つの柱である「外資に関する法律」（外資法）も制定されました。

外為法は、「経済安定九原則」の第六項「外国為替統制の強化」を

受けて制定された法律ですが、法案作成の際にGHQ/SCAPは、IMF職員のムラデク（Jan V. Mladek）とウィチン（Ernest Wichin）を招いて、助言を求めました。外為法は為替取引の「原則禁止」を謳った、非常に厳しい統制的な立法です。すべての為替取引を禁止して、部分的・選択的に禁止を解除するというやり方で為替取引を認めるという、究極の「統制立法」と言っても過言でないような法律です。

為替自由化を標榜し推進するIMFが、なぜ、統制色の強い為替管理を日本に勧めたのでしょうか？それは、一九四九年頃のIMFの優先課題は、ドルにベッグした固定レートの設定であり、為替自由化は当面の目標になっていなかったからです。ブレトンウッズ会議の頃には、アメリカは、戦後すぐに通貨の交換性が回復できるという楽観的な観測をしていました。ところが、アメリカがイギリスに対して性急に為替自由化を求めた結果、一九四七年八月に英ポンドの交換性回復がわずか一か月で失敗に追い込まれる事態になりました。為替自由化の用途はまったく立たなくなり、アメリカやIMFは、差当り為替自由化は諦め、各国の経済安定と、固定為替レートの維持を優先したのです。厳しい為替管理に訴えてでも、ドル中心の固定レート制を守る方向に軌道修正されました。

（二）為替管理とその効果

つぎに一九四九～五〇年にできた為替管理の仕組みを簡単に説明いたします。

第一は、外国為替取引をすべて政府の許認可のもとに置いたことです。

第二は、外貨をすべて政府の手に集中し、配分するシステムを作ったことです。これを外貨集中制度および外貨予算制度と呼びます。

第三に、外国為替業務を外国為替銀行に対してのみ認めたことです。これは為銀主義と呼ばれています。為替管理の徹底を図る為に、少数の為銀（甲種為銀）に外国為替業務を集中させたのです。

このうち、外貨予算制度は少し詳しく説明しておく必要があるかと思いますが。

外貨予算の目的は、乏しい外貨を有効に利用することにあります。

外貨予算は、占領期には三か月毎、その後は半年ごとに編成されました。予算は、貿易にかかわる輸入貨物予算と、海運等の貿易外支払予算の二つの部分から成っています。外貨予算は、閣僚審議会で最終的に決定されますが、通産省が輸入貨物予算の編成権を握っていました。貿易業者は通産省に外貨割当を申請し、それが認められると、外貨資金割当証明書が交付されます。この証明書を持参して、銀行に信用状を発行してもらう。通産省は、原料や製品の輸入に対する外貨割当の権限を、産業政策の実効性を高めるための手段として用いました。

それでは、IMF一四条国時代の日本の為替管理は、日本経済にどのような影響を与えたのでしょうか。産業について言えば、輸入外貨割当が、強い保護貿易体制を可能にしたことは間違いありません。乗用車に代表される重化学工業製品は、外貨割当による輸入数量制限に

守られて、発展の基礎を築くことができました。ただし、原料・燃料輸入の制限を通じて産業活動をコントロールする方法、たとえば原綿の輸入制限により綿製品の過剰生産を抑制するといった手法は、必ずしも成果を挙げていません。したがって、為替管理を用いた産業政策がすべて成功したとまでは言えないと思います。

マクロ経済政策については、為替管理が存在したおかげで、ある程度自由な金融政策の運用ができたという評価できます。しかし、為替管理が存在すれば、経済政策の制約がなくなるわけではありません。日本の外貨準備の水準は低く、一九五七年には五億ドルを割ったことさえありました。そのようななかで拡張的経済政策を実施すれば、たちまちにして「国際収支の天井」にぶつかってしまいます。金融政策の自由度がある程度高まるのは一九六〇年代に入ってからです。ただし、外貨準備を最小限に切り詰めて日本が成長軌道を走っていた一九五三年と五七年の二度にわたり、IMFから資金を借り入れ、外貨危機を乗り切ったという事実は、IMF資金というバッファのおかげで、一九五〇年代においても、思い切った経済政策運営を実施できたことを示しています。

このように、国内経済を国際経済の影響から遮断した為替管理は、戦後復興期から高度経済成長初期の日本経済にプラスの効果を発揮しましたが、為替管理にはマイナスの面もありました。マイナス面が顕著に現れた側面として、ドル圏、スターリング圏、オープン・アカウント圏に分断された貿易為替決済という問題をつぎに取り上げます。

四 スターリング圏とオープン・アカウント圏

（一）スターリング圏との貿易

第二次世界大戦後はたしかにアメリカの時代であり、ドルの時代でありましたが、ドル一色であったと決めつけてしまうと誇張になります。ドルは基軸通貨として君臨するようになりましたが、国際通貨としての英ポンドの力は一挙に失われたわけではなく、一九六〇年代後半までゆつくりと退潮して行きました。一九五〇年代には世界の貿易契約の約三分の一がポンド建てで締結されていました。また、一九六八年においても、世界各国の準備通貨のなかで、英ポンドは、米ドルの半分くらいの割合を占めていました。

一九三二年のオタワ会議を機に大英帝国のブロック経済化が始まり、一九三九年にスターリング圏に為替管理が敷かれました。第二次世界大戦後、英米金融協定にもとづいて一九四七年七月に英ポンドの交換性がいったんは回復したものの、さきほども触れましたように、これは短期間で失敗に終わり、イギリスはふたたび厳しい為替管理に戻ります（一九四七年一〇月「為替管理法」）。一九五二―五三年頃は、スターリング圏の為替管理がもっとも厳しかった時期ではないかと思えます。

戦前からスターリング圏との貿易は、日本にとってはきわめて重要でした。そのことは戦後も変わらず、一九五〇年代においては、主力

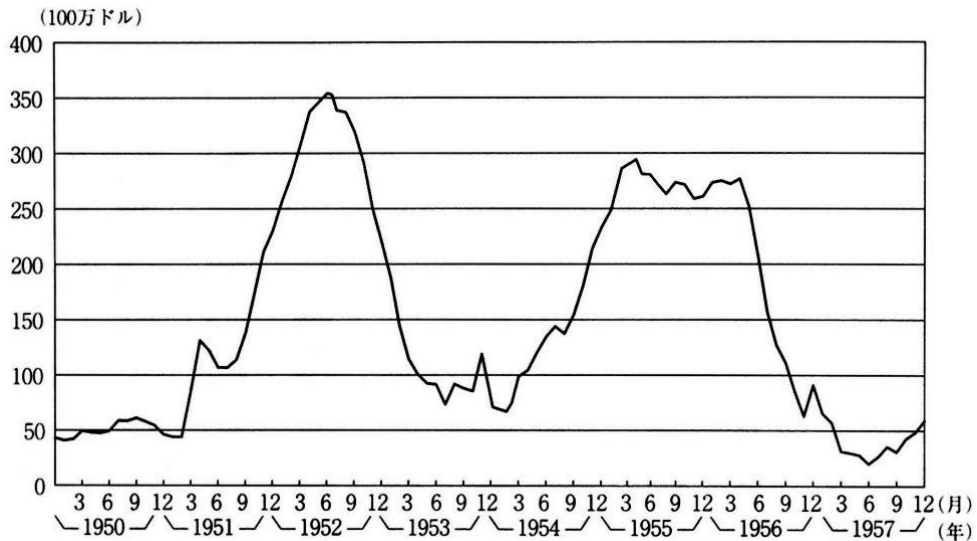
輸出品の綿製品の輸出市場として、また、鉄鉱石等の原料資源の調達先として、日本経済に不可欠の存在でした。年によってかなりの変動はありますが、一九五〇年代には、スターリング地域は日本の輸出の三割から四割、輸入の二割五分から三割を占めていました。

一九五八年末にポンドの交換性が回復する以前は、貿易決済は、ドル決済、ポンド決済、二国間の清算勘定（オープン・アカウント）決済の三つに分かれ、スターリング圏との貿易は英ポンドで決済されていました。スターリング圏との貿易・為替は、一九四八年五月から五年八月までは「一般支払協定」、五一年九月以降五七年三月までは「日英支払協定」にもとづいて行われていました。ちなみに、この時期にはまだ日英間に通商条約は締結されておりません。

図1のように、日本のスターリング・バランスはきわめて振幅が大きく、この変動に日本は悩まされました。一九五一―五二年には、日本の輸出急増から、「累積ポンド」が発生したかと思えば、一九五二年末から五三年にかけては、一転して輸出不振・輸入急増になって、ポンド保有が底をつき、IMFからポンドを借り入れる事態に至りました。ところが、五四年末から五五年になると、イギリスが日本に対する輸入制限を緩和したために輸出は急拡大し、ポンド保有高が急増します。しかしそれも長くは続かず、五六年にはポンド残高は急減しました。

スターリング・バランスの振幅の大きさの原因は、大きく二つあります。

図1 ポンド保有高の推移



[注] 1ドル=0.3571 ポンド

[出所] 大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第19巻、東洋経済新報社、1978年、p.127。

経済企画庁戦後経済史編纂室編『戦後経済史（貿易・国際収支編）』大蔵省印刷局、1962年、pp.475-476。

第一は、イギリスのストップ・アンド・ゴー政策の影響です。景気促進策の結果、国内経済が過熱して貿易収支が悪化すると引締め政策や輸入制限を実施し、貿易が改善すると緩和政策や輸入緩和に転じるという繰り返しが起きました。この政策の日本に対する影響は、一九五〇―五三年に顕著に現れました。一九五一年に国際収支危機に陥ったイギリスは、一月以降、厳しい緊縮政策と輸入制限措置を実施しました。そのために一九五二年六月に一億二、〇〇〇万ポンドもあつた日本のポンド保有高は、翌年五三年の四月末には約五分の一の二、五〇〇万ポンドまで激減する事態に陥ります。

第二は、一九五四年以降に進行したスターリング圏の結束の緩みです。日英支払協定は日本とイギリスとの間の協定でしたので、自治領の諸国を拘束できませんでした。自治領諸国は、イギリスに対して経済的に自立化の傾向を強め、イギリスとは異なる貿易政策を追求するようになります。それだけでなく、植民地に対するイギリス本国政府の影響力にも陰りが見られるようになります。こうした傾向は、日英支払協定にもとづいて毎年締結される貿易取決めの実効性を低下させます。日英両国が年間の貿易額を決定しても、実際の貿易額はそれとはかけ離れたものになってしまう。こうした傾向は、一九五〇年代半ばに現れ、日英貿易交渉を翻弄するようになります。

(二) オープン勘定貿易

オープン勘定貿易は、ドル不足時代の一時の便法としては意味があ

りましたが、時間がたつにつれて弊害が大きくなりました。

二国間の清算勘定貿易の一種であるオープン勘定貿易は、世界的にドル不足に悩んでいた一九四〇年代後半から五〇年代半ばにかけて、広く行われていました。清算勘定貿易と言えば、一九三〇年代にドイツが東欧諸国との間に実施したものが有名ですが、じつは、第二次世界大戦後の方が盛んであったという事実はあまり知られていません。

オープン勘定貿易とは、二国間の貿易差額を、一定期間ごとにドルや英ポンドで清算する方式です。決済に必要な外貨は差額分だけなので、外貨の節約になります。二国間で貿易を均衡させるのが原則であり、そのために、支払協定のほかに、通常、輸出輸入物資とその金額を記載した、一年ごとの貿易協定が結ばれます。ただし、二国間で貿易を均衡に保つのは容易ではないので、一定額まで、決済を次期に繰り越すことのできるスウィング条項が設けられていました。

日本では、GHQ／SCAPが熱心にオープン勘定協定の拡大に努めました。占領終結後にも、新たにいくつかの協定が結ばれます。占領後に存在したオープン勘定協定は全部で一六です。オープン勘定貿易は、一九五四年には日本の貿易額の三割近くに及びました。

オープン勘定貿易を円滑に運営するために考案されたスウィングには、不良債権を累積させるという欠点がありました。一九五〇年代半ばには、日本にとって、オープン勘定の累積赤字が悩みの種となったのです。多額の累積赤字（＝焦付き債権）が発生したのは、インドネシア、ブラジル、アルゼンチン、韓国です。貸越残高の総額は、一九

五五年末には約二億五千万ドルにも達しました。この年の外貨準備は約七億七千万ドルにすぎませんでしたから、当時の日本にとっては大変な重荷でした。

もっとも多額に上ったのはインドネシアです。オープン勘定協定が一九五〇年六月に締結された直後から、綿製品を中心に日本の大幅な輸出超過が続く、二年間で日本のオープン勘定債権はスウィング限度一千万ドルの六倍以上にも達してしまいました。そのため、一九五二年八月に、未決済債務を五年間の年賦払いとする新協定が結ばれました。それにもかかわらず、それ以降も対インドネシア貿易債権は増加の一途をたどり、一九五四年六月末には約一億六千万ドルに膨らみました。この累積債務は、最終的に一九五八年一月締結のインドネシアとの賠償協定において、日本側が債務残高一億七七〇〇万ドルを放棄する形で決着を見ました。

アルゼンチンの場合には、一九五三年四月に新オープン勘定協定が締結された時から、主として鉄鋼製品輸出によって日本側の債権超過傾向が続く、一九五六年までに貸越残高は約六千万ドルに達しました。アルゼンチンは、一九五五年九月のペロン政権崩壊後、累積債務の整理に乗り出し、一九五八年六月に確定債務六千万ドルのうち五、五〇〇万ドルを一〇年賦で支払う取り決めが日本との間に締結され、予定通り一九六六年までに返済されました。

このように多額の焦付き債権が発生した理由としては、これらの国々が、日本の輸出品の重要な買い手だったので、焦付きのリスクが

あったのに、無理に輸出したことが指摘できます。インドネシアは綿布、アルゼンチンは鉄鋼の主要な輸出先だったのです。しかし、オーブン勘定貿易によって輸出を拡大しなくても、正常な貿易を促進する方が総合的には利点が多いという認識に変わり、IMFが双務支協協定廃止の勧告を行ったこともあり、一九五〇年代後半には日本のオーブン勘定協定は廃止に向かいました。

五 貿易・為替自由化とIMF八条国移行

（一）通貨の交換性回復とIMF八条国移行

一九四七年八月にポンドの交換性回復に失敗したために、世界的に、早期の為替自由化が困難になったと述べましたが、ポンド等の西欧主要諸国の通貨が交換性を回復したのは、その一年余りも後の一九五八年一二月のことでした。このように、一九五〇年代末まで先進諸国の為替自由化が緩慢であった理由としては、第一に、イギリスの国際収支が安定せず、ポンドの交換性回復の見通しが立たなかったことが挙げられます。もう一つの要因としては、西欧諸国が一九五〇年にEPU (European Payments Union, 欧州決済同盟) を結成し、域内の多角的決済の実現を優先させるリージョナル・アプローチをとったことが指摘できます。

為替自由化は、通貨の交換性の回復とIMF八条国への移行の二つの段階を経て達成されました。第一段階が、一九五八年一二月の西欧

主要九カ国の通貨の交換性回復であり、第二段階が、一九六一年二月の西欧主要諸国のIMF八条国移行です。第一段階目の交換性回復とは、非居住者が保有する自国通貨に交換性を付与すること、すなわち、非居住者（外国の政府や民間企業等）に対して、自国通貨を他の通貨と交換することを認める措置です。第二段階目のIMF八条国への移行は、居住者（自国の民間企業等）に対しても、經常取引に必要な外貨の自由な取得を認める措置です。

日本の場合に、第一段階に相当するのが、一九六〇年七月一日実施の円為替の導入（円建て輸出入の解禁）と非居住者自由円勘定の創設です。そして、第二段階が一九六四年四月一日のIMF八条国への移行であり、この時に外貨予算制度も廃止されました。日本の場合、第一段階目があまり知られていない理由は、円が英ポンドのような国際的な取引通貨ではなく、ローカルな通貨にすぎなかったためです。

すでに申上げましたように、一九五〇年以降、日本は主として外貨割当によって輸入を規制していましたから、貿易の自由化は、為替の自由化によって遂行されました。具体的には、輸入外貨予算のなかで、自動承認品目（AA品目）が占める比率を高めて行くことが貿易・為替の自由化でした。当時、政府が用いた貿易自由化率の指標を見ると、一九五九年にはまだ三四%に過ぎませんでしたが、一九六〇年から急速に上昇し、六一年末には七〇%に達します（表1）。

日本に貿易・為替自由化を促したのは、通貨交換性回復・IMF八条国移行を達成した西欧先進諸国の動向であり、また、一九五九年か

表1 貿易自由化率の推移

年月	自由化品目数	非自由化品目数	自由化率(%)
1956	4	—	22
1957	4	—	31
1958	4	—	33
1959	4	—	34
1960	1	—	37
	4	586	41
	7	61	42
	10	481	44
1961	4	660	62
	7	112	65
	10	500	68
	12	70	70
1962	4	8	73
	10	230	88
	11	8	88
1963	4	25	89
	6	2	89
	8	35	92
1964	1	3	92
	2	7	92
	4	8	93

[注] 1. 非自由化品目数の()は、自由化免除品目を除く実質数。

[注] 2. 自由化率 = $\frac{\text{自由化率算定時における自由化品目の基準年〔1959年〕の輸入額}}{(\text{基準年〔1959年〕の輸入総額}) - (\text{基準年〔1959年〕の政府購入物資輸入額})}$

[出所] 大蔵省関税局編『税関百年史』下、日本関税協会、1972年、p.330。

ら強まるアメリカ政府やGATT（一九五九年一月～一月のGATT東京総会）・IMFの日本に対する自由化圧力でした。日本のなかからも、貿易・為替自由化を積極的に推進すべきという声が上がりました。一九五九年十二月には、民間の学者・エコノミストによる総合政策研究会が「貿易・為替自由化への提言」を発表し、大きな反響を呼びました。保護貿易主義の牙城と目された通産省においてさえ、自由化促進論が力を増してきました。

（二）「貿易・為替自由化計画大綱」（一九六〇年六月）

政府は一九六〇年一月に自由化計画を策定することを決定し（「貿易・為替自由化促進閣僚会議」の設置）、同年六月には、「貿易・為替自由化計画大綱」を発表しました。これは、政府が貿易・為替自由化推進を宣言したことを意味します。その当時のジャーナリズムは、貿易・為替自由化を「第二の黒船」と呼び、日本の産業が厳しい国際競争に晒されるという危機感が強まりました。通産省は貿易・為替自由化への対策として、企業合併を促進し、競争力のある強い企業を育成しようとしています。

じつは、「貿易・為替自由化計画大綱」は、自由化を高らかに謳っているものの、それほど大胆な自由化計画ではありません。三年後の一九六三年四月までの八〇％自由化（石炭・石油を自由化した場合には九〇％）の目標は、一見、かなり高いように見えますが、じつは相当に緩いものです。石炭・石油は、できれば自由化するという程度

ですし、まだ発展途上にあった自動車等の主要な機械工業は三年以内の自由化リストに入っていない。また、自由化達成（IMF八条国移行）の時期も明示されていません。

（三）自由化の急進展とIMF八条国移行

貿易・為替自由化は、一九六一年に正念場を迎えることになります。日本政府はIMF八条国移行の時期をできるだけ引き延ばしたかった。時の池田内閣は、一九六〇年一二月に「国民所得倍增計画」を策定して、高度経済成長を目標に掲げていました。積極的経済政策により内需を拡大するために、為替制限の手段を確保しておきたかった。また、将来的に輸出産業に成長することが見込まれる産業については、強化策を講じる時間的余裕が欲しかった。

一九六一年六月～七月のIMFコンサルテーションは、国際収支が悪化しつつある苦しい状況のなかで行われました。同年一月には、アメリカの民間銀行から三億ドルを借り入れ六二年一月にIMFからスタンドバイ・クレジットを取り付け、外貨危機を乗り切るようになります。

こうした状況に置かれた政府は、IMFに対して八条国移行の勧告の一年間延期を求めることにしました。勧告を受けると、貿易自由化計画を繰上げ、一九六三年四月に為替管理を手放さざるを得なくなり。交渉の結果、IMF事務局から、九〇%自由化目標の半年繰り上げ（一九六二年九月）と引き換えに、一年間の延期の約束を得るこ

とができました。しかし、IMF事務局だけでなく、理事会の承認も得るためには、最大の出資国であるアメリカの了解が必要でした。

この頃、アメリカ政府は、一九六一年一〇月までに一六品目を自動承認品目（A A品目）に移行せよという要求を突きつけ、日本に対して自由化を強く迫っていました。一六品目の中には、日本にとって重要な、自動車、工作機械、発電機、家庭電気器具（テレビ、冷蔵庫等）、写真機といった機械工業製品が含まれていました。日本政府がアメリカ政府と交渉を行った結果、日本の八条国移行一年の延期要請をアメリカ政府は受け入れました。また、一六品目自由化要求も、その後は日本に強く求めなくなりました。

日本政府は、IMFに対して約束した自由化計画の半年間繰上げを、一九六一年九月に「貿易・為替自由化促進計画」として発表します。主として石油の自由化によって自由化率を高める計画でしたが、六二年一〇月までに九〇%の目標は達成できず、自由化率は八八%にとどまりました。重油・砂糖の自由化が実現できなかったことが響きました。そのため、IMFは一九六二年一一月に行われたIMFコンサルテーションにおいて、八条国移行時までに九〇%の自由化を達成するよう日本側に圧力をかけました。日本は一九六三年八月末に粗糖等を自由化し、自由化率を九二・四%に高めて、この目標をクリアします。もちろんIMF八条国に移行する時まで一〇〇%自由化を達成しなければならぬ訳ではありません。GATTの承認を得て非自由化品目を残すことが可能ですが、西欧主要国の場合は八条国移行時の自由

化率が九二%～九九%でしたので、九〇%はどうしてもクリアしなければならぬ水準だったのです。

こうして、一九六四年四月一日にIMF八条国に移行しました。この時の非自由化品目は一七五品目、自由化率は九三%でした。残存輸入制限品目では、農林水産物が約七〇品目を占め、農業製品以外では、石炭、軽油、重油、工作機械、乗用車、発電機、毛織物などが主要な品目です。八条国移行後の貿易自由化の歩みは遅々としたものであり、九五%に到達するまでに、じつに七年間もかかりました。円レート切上げの圧力をかわすために、一九七〇年前後になって、残存品目の自由化が進められました。

「第二の黒船」論が懸念したように、貿易・為替自由化は日本経済にダメージを与えたのでしょうか。あとから振り返って見れば、貿易・為替自由化の影響は特定の部門に限定されていたことが分かります。もともと打撃を受けたのは、原油自由化で競争力を失った石炭産業です。農業の場合には、大豆や菜種などの特定の品目への影響は大きかったものの、主要な品目は非自由化品目として残りました。日本にとって幸いであったのは、乗用車をはじめとする機械産業の自由化が猶予されたことです。もし、一九六一年にアメリカが一六品目自由化要求で強硬な姿勢を貫いたならば、その後の日本の機械産業の繁栄が可能であったかどうか疑問です。高度成長期は日本の重化学工業がいちじるしく発展した時期ですが、その中核であり、一九八〇年代以降も今日まで日本経済を支えているのが機械産業であることを想起するなら

ば、日本が幸運だったことは間違いありません。なぜ、アメリカが機械製品の自由化に拘泥しなかったのかは、まだ十分には解明されていません。当時のアメリカ政府が日本の機械工業の実力を過小評価し、アメリカにおいて当面の重要な政治的課題であった綿製品の輸入制限問題を優先したというのが、私の推測です。これに対して高橋和宏さんは、最近出版された『ドル防衛と日米関係』（千倉書房、二〇一八年）のなかで、ライシャワー大使の池田政権への配慮という要因を指摘しておられます。この点は、まだ史料の検討が十分になされていませんので、本格的な解明は今後の課題として残されていると思います。

以上で貿易・為替自由化の歴史に関する私の説明を終わらせて頂きます。ご清聴どうもありがとうございました。

質疑応答

問 一九四九年にドッジ・ラインが実施された当時は、国内で完全雇用ができない状態で輸出振興をやると、労働者の賃金が低く抑えられるというような論調があり、対外均衡と完全雇用の両立は難しいという先入観で議論がなされているようでした。それに対して、池田内閣期には、「貿易・為替自由化計画大綱」と、「国民所得倍增計画」がほぼ同時期にできています。この頃には、輸出振興をすると国内の完全雇用はできない、というような声はなかったのでしょうか。

浅井 戦前のソーシャルダンピング論みたいなイメージが一九四九年

の段階ではまだあったということでしょう。ただ、そういう見方はその後急速になくなってしまう。一九五〇年代半ばから、通産省が中心になって、機械産業を中心に輸出産業を強化するために、裾野産業を含めて幅広く産業を育てようとしています。これにより、輸出産業が多くの雇用を生み出すようになります。したがって、池田内閣期頃には、現実には、輸出産業の振興は雇用の拡大につながっています。

問 ということは、先ほど先生のお話にあった、ブレトンウッズ体制の歴史的位置づけの二つ目、つまりブレトンウッズ体制は、国際收支の均衡と国内の完全雇用が両立できるシステムであるという点ですが、これは日本の一九五〇年代末から六〇年代にかけての状況に当てはまるという理解でよろしいでしょうか。

浅井 はい。そう思います。

問 オープン勘定での為替貿易支払協定等の扱いに関してお聞きしたいと思います。一時期は、オープン勘定貿易が日本の貿易額の中でかなりの比率を占めたということでしたが、これが切り替わっていく要因は何だったのでしょうか。国内的な議論としては、通産省などの省庁で検討する様子があったのかなど、切り替わっていった要因、背景などをお伺いできればと思います。

浅井 通産省の中でもこれを維持したいという考え方はかなりありました。でも、一九五〇年代半ば以降になると、協定貿易は必ずしも得にならないということが明らかになってくるので、続けていくこ

との意味がだんだん薄れてきたのではないかと思います。通貨の交換性の回復が進んでいけば別に協定貿易に頼る必要はなくなってくるわけですから、そういう世界的な貿易の自由化の流れの影響だと思います。

個別の産業で見ると、鉄鋼の場合、アルゼンチンと新協定が結ばれた一九五三年当時、日本の鉄鋼業はまだ弱く、輸出競争力がなかったため、オープン・アカウント貿易で無理やり輸出したわけですが、一九五〇年代後半になると、競争力を持つようになり、そんな手段を使わなくても輸出ができるようになったのだと思います。

問 切り替えの検討などで、外務省の議論がわかるものはありますか。

浅井 外務省でも検討はなされたと思うのですが、オープン・アカウントの制度自体を論じたような史料は見たことがありません。私が見たなかで面白かったのは、イギリスとの貿易支払協定交渉ですね。協定が終わる一九五七年まで揃っていて大変面白い史料です。

問 日英貿易支払協定についてご質問します。先生のお話にもあったように、スターリング圏との貿易は、戦後に分断された為替圏の中でどこにも属さない日本としては、非常に重要でした。他方で、イギリスのストッブ・アンド・ゴー政策などにより、日本のスターリング圏収支の振れ幅は大きく、この変動に日本は悩まされました。先生は、ご著書の中で、イギリスポンドの地域性と国際性、それから、排他性と包容力の相矛盾する性格といったことが、イギリスやスターリング圏との関係を理解する鍵になるという指摘をされてい

て、なるほどと思ったのですが、当時の日本でイギリスとの交渉に当った外務省、通産省、大蔵省、外為委員会といったところの担当者たちは、そういったイギリスやスターリング圏の特徴をどの程度理解して政策立案、遂行に当たっていたのでしょうか。あるいは、こうすればもう少し交渉は違っていたのではないかということがあればご指摘いただければと思います。

浅井 当時の情勢は非常に流動的なので、追いついていくのが精いっぱいという感じだったのではないのでしょうか。一九五三年の時もあんなに強い輸入制限が行われるとは日本も予想していなかったと思うのです。

問 一九五六年から五七年の日英交渉で、突然イギリスから支払協定の廃止を申し出られて、日本側は非常に驚きをもって対応しましたが、日本側には、いずれポンドの交換性は回復するだろうという見通しはあったのでしょうか。実際に五八年末には回復しますね。また多角的決済の進行状況や、五五年にIMF理事会で、双務的支払協定の廃止を促す決議が採択されていることもあり、そういった動きは日本側も把握していたと思うのですが、日英支払協定については継続していかうと考えていたのでしょうか。あるいはイギリス側から廃止の申し出が来ることは全く想定していなかったのでしょうか。

浅井 私もそこは多少不思議な気がします。当時イギリスは、ヨーロッパの国との関係では相当自由化が進んでいます。一九五五年ぐらい

には事実上自由化されていると考えていい状況なのです。だから、なぜ日本がヨーロッパ情勢について正確な判断ができなかったのかは多少疑問です。あんなに最後までこだわらなくてもよかったのではないか、一九五五年以降は実質的に協定の意味がなくなってしまうので、もう少し早く切つてもよかったとは思いますが。

問 GATT三五条の援用の問題など顕著だと思うのですが、五〇年代前半、日本と英帝国圏との貿易については、低価格低賃金という戦前期のソーシャルダンピングのイメージが戦後もすごく残っていて、そのことが日英貿易に大きな影響を与えていたように思うのですが、先生のお考えはいかがでしょう。

浅井 日本側ではその認識がすごく強烈だったと思います。特にランカシャーが日本の綿業に強い恨みを持っていると考えていたと思います。しかし、実際に史料を見ると、決してそんなことはなかったようです。イギリス史の専門家の森建資さんの御研究によると、現実のランカシャー綿業では、業者間でいろいろと不協和音があつて、産業の力が戦後は非常に衰えてきているのです。ですから、おっしゃるようなイメージを日本側が一方的に持っていたけれども、それは日本側の錯覚ではなかったかと私は感じました。

問 この時代の省庁間対立というか、議論における色合いの違いはあったのでしょうか。先生が財務、金融系の史料に加えて外務省の史料を見られたことで、気づかれたことがあれば、お話しください。

浅井 省庁間の違いですが、外務省は非常に自由化積極論というか、

国際協調を常に前面に出しています。通産省と違って、具体的な利害関係があまりないということもあり、原則論を主張しやすかった気がします。

苦しいのは通産省です。通産省は局あつて省なしと言うくらいで、局によっても見解が違ってくるし、それぞれが業界を背負っているような感じなので、中で意見が違ってしまうことも結構あります。

旧大蔵省の史料ですが、為替管理の中心は大蔵省ですから、外国為替については大蔵省に権限があるわけです。そういう意味で、旧大蔵省の史料を見ると為替の意思決定過程はよくわかる。外交文書と比べた場合に、もう少し下のレベル、現場のレベルでどういうふうに意思決定していたのか、どういう案を考えていたのか、その辺は大蔵省の史料を見ることによってわかりました。

問 戦後賠償とからめて伺います。戦勝国は、敗戦国に対して戦後の諸費用を負担しなければならず、敗戦国は非軍事化するために費用負担が減る。そうすると結局、戦勝国が敗戦国を潤すことになるので、敗戦国にも戦後の平和維持の費用を負担させようという議論を、大戦末期にケインズがしています。そういう考えを戦後の枢軸国に対する賠償に適用しようとしたようです。実際には、そのようなことはできなかったようですが、アメリカは、日本が賠償を支払う場合に、賠償を一過性のものとせず、長期的に安全保障の負担をさせようと、フィリピンに働きかけたことがあります。ダレスがフィリピンに行って、日本は島国で貿易によってしか支払えないか

ら、貿易収支の差額分を賠償に充てさせようという話をしていた、そのような形で世界の平和維持の費用を長期的に日本に負担させようという議論がありました。貿易収支の黒字分を国際機関が一定程度管理して、それを戦勝国のほうにも分け与えるという考え方で、なかなか合理的だなと思いましたが、こういった賠償に関する研究などは経済学の分野でされているのでしょうか。

浅井 全く知りません。今、聞いて、なるほど、そうなのかと思いました。アメリカ政府がそういうアイデアをケインズから借りたというのでしょうか。面白いですね。

問 平価（三六〇円レート）の設定について、マッカーサーが米政府と反対の意見をとりますが、マッカーサーはどのような立ち位置でそういった提言をしたのでしょうか。経済学的な観点から問題提起していたのでしょうか。

浅井 マッカーサーに経済学の知識がそんなにあったとは思えません。マッカーサーにとって一番大事だったことは日本の占領を首尾よく遂行することなので、そのためには混乱ができるだけ少ないほうがいい。単一為替レートについても一挙に三カ月以内に実施ということとは、かなりの冒険ですよ。そういう冒険をしたくないというのがあったと思います。

問 資本移動についてお聞きします。戦前は資本移動がむしろ自由だった、というのはイメージと違うのですが、いろいろな意味で本当に資本の移動は自由だったのでしょうか。それとも、多少は制限

があつたのでしょうか。

浅井 原理的には資本移動が自由でないと金本位制が成り立たないの
で、基本的にはそうだと思うのですが、実際には、物理的距離の問題や情報の問題など、当然のことながら、今とは全然環境が違うわけですから、明治期に日本に投資するリスクは大きかったと思います。そういう点から考えると本当に自由かと言われると、そうとも言えない。また、政治的な問題も当然あります。日本の場合はそこまで大きな摩擦は起きていなかったと思いますが、イタリアの場合は、第一次世界大戦直前にドイツの資本がどんどんイタリアに入ってきて、植民地になるのではないか、みたいな議論も出てきたことがあります。だから、決してその意味では資本移動が自由とは言えないと思います。

問 一九五〇年代前半の日本は、GATTに加盟することに相当な熱意を持っていました。国際貿易を拡大したいという当時の日本の考え方と、その熱意の根底にあるものは一体何だったのでしょうか。仮加盟の際も関税率を据え置きしてでも入るというやり方をとり、ようやく五五年に正式加盟を果たしますが、GATT三五条を援用する国が次々と出てきて、それを解決するまでにさらに多くの時間がかかりました。それを考えると急いでGATTに加盟することの意義がどこにあったのか。どうしてあれほど熱意を持って取り組んだのかの点でやや理解に苦しむところがあります。

浅井 占領期は通商条約は存在せず、講和条約発効後の一九五三年に

アメリカと友好通商航海条約を締結して以降、各国と通商条約を結んでいきます。日本は貿易で生きなければならない、という意識が強烈であり、国際社会に復帰したいという熱意はものすごくあったのだと思います。三五条はあんなにたくさんさんの国が援用すると思っていたのかどうか、そこはどのようなのですかね。私はGATTの史料を余り見ていないのでわからないのですが。

問 一九六三年、六四年ごろは日本のOECD加盟問題やGATT三五条の援用問題などいろいろありましたが、そういうのはIMF八条国に移行する問題と全てリンクしていたと理解しています。東京オリンピックもありましたし、そういったことは、当時の日本政府が先進国として認められたいという一種のパッションもあつて決断をしたという理解でいいでしょうか。

浅井 私もそういう説明をしているのですが、それでいいと思います。やはり欧米諸国に連なりたいという願望は当時、強かったです。だから、当時の人々の気持ちはよくわかります。

司会 そろそろお時間でございますので、これを持ちまして研究会を終了させていただきます。浅井先生、本日はどうもありがとうございます。